

橋本市規則第 39 号

橋本市文化センター印刷機複写料規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 8 月 4 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市文化センター印刷機複写料規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市文化センターに備付けの印刷機の複写料金について定めるものとする。

(料金)

第2条 各機種の複写料金は、別表に定める額とする。

(徴収の時期)

第3条 手数料は、印刷機の利用の申出があった際に、利用者からこれを徴収する。

(複写の制限)

第4条 次に掲げる印刷物は、印刷をすることができない。

- (1) 著作権等により、複写を禁止されているもの
- (2) 印刷の困難なもの又は、印刷により損傷する恐れのあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が印刷することが不適當であると認めるもの

(補足)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

(料金に用紙代は含まない)

印刷枚数	金額（製版代金）
1～200	100 円
201～700	200 円
701～1,200	300 円
1,201～1,700	400 円
1,701～2,200	500 円
2,201～2,700	600 円
2,701～3,200	700 円

以降 500 枚増えるごとに 100 円を加算

この表に定める金額は、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

用紙代金

B5、A4 サイズ・・・・・・・・・・1 枚につき 1 円

B4、A3 サイズ・・・・・・・・・・1 枚につき 2 円